

四条通沿道協議会の名称変更について

1 変更理由

京都市では、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（下表に掲げる各種組織）の適正化の取組として、平成 25 年 9 月市会に提案される「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」の施行（平成 25 年 11 月 1 日施行予定）に合わせて、附属機関と、附属機関ではないものとを明確に区分するため、以下のとおり使用する名称について区分することとなった。

「四条通沿道協議会」については、地方自治法に規定する附属機関ではないことから、名称に「協議会」を用いることができなくなるため、名称を変更する。

<使用できる名称>

附属機関 (条例に基づき設置する会議体)	附属機関以外の会議体 (四条通沿道協議会)
審議会, 審査会, 調査会, 委員会, 協議会等	懇談会, 懇話会, 会議等

(参考) 地方自治法 (抄)

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2 改正後の名称 (案)

「四条通エリアマネジメント会議」

3 改正要綱 (案)

別紙のとおり

四条通沿道協議会エリアマネジメント会議設置開催要綱（案）

（趣旨）

第1条 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い、四条通におけるエリアマネジメント組織として、関係事業者等が、適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組を行うとともに、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討するため、**四条通沿道協議会エリアマネジメント会議**（以下「**協議会会議**」という。）を**設置開催**する。

（所管事項）

第2条 **協議会会議**の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組の実施に関する事
- （2） タクシーや物流車両等の四条通沿道アクセススペースの配置案の作成に関する事
- （3） 前2号のほか、適正な四条通沿道利用の管理に関し、必要と認められる事

（組織）

第3条 **協議会会議**は、別紙に掲げる者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 **協議会会議**に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、**協議会会議**を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（**協議会会議**）

第6条 **協議会会議**は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 **協議会会議**の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定める事項のほか、**協議会会議**に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。